

世田谷区公共工事の前払金取扱要綱

昭和49年3月30日

世経理発第17号

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の前金払について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）及び世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(前金払の制限)

第2条 規則第50条第1項の規定により前金払の対象とされる工事等であっても、契約金額（落札金額）に支給材の額を加えた額の10分の4以上の材料を支給するものについては、前払金を支払わない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

2 前項に定める場合のほか、区長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第3条 前払金に100,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第4条 前金払の対象とされる工事等及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約事項)

第5条 前払金を支払う工事等の請負契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。

- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第6条 契約担当者は、前払金の請求をしようとする契約の相手方に、その者と保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）とが締結した当該請求に係る前払金に関する保証契約の証書を提出させるものとする。

2 契約担当者は、工事等の着手時期を別に指定する場合、その他必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第7条 規則第50条第2項の規定により前払金を追加し、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加払する場合においても、前払金の合計額は規則第50条第1項に規定する最高限度額をこえることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合

増額後の契約金額に規則第50条第1項に規定する前金払の率等（当初の前払金の支給率がこれを下回るときは、当初の前払金の支給率とする。第2号において同じ。）を乗じた額（100,000円未満の端数は切り捨てる。第2号において同じ。）から支払済みの前払金の額を差し引いた額。

(2) 契約金額を減額した場合

支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額に規則第50条第1項に規定する前金払の率等を乗じた額を差し引いた額。

2 規則第50条第2項の規定により前払金を追加するときは、当該契約変更の日以後、第8条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第50条第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に年3パーセントの率（年当たりの割合は、閏（じ

ゆん) 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。) を乗じて得た額 (その額が100円未満であるときは全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。) を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第50条第2項の規定する場合において、残工期 (残納期) が30日未満のとき、その他区長が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第8条 規則第50条第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期が延長された場合には、区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。

3 規則第50条第2項の規定により前払金を変更させる場合及び既定の工期 (納期) が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第9条 前払金を支払った工事等について部分払をするときは、規則第51条第3項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

$$\text{部分払金額} \leq \text{既済部分の代価} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約金額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

(前払金の使途制限)

第10条 区長は、前払金を、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払にあてさせてはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第11条 規則第50条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第50条第3項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に年3パーセントの率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（その額が100円未満であるときは全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。
（2年度以上にわたる工事等の前払金）

第12条 2年度以上にわたる工事等であっても、前払金は契約金額に前払金の率を乗じた額（100,000円未満の端数は切り捨てる。）を支払うものとする。
（債務負担行為を伴う工事等の特例）

第13条 債務負担行為を伴う工事等であるため第2条第2項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。
（適用期日）

第14条 この要綱は、平成10年7月1日以後の工事等の請負契約について適用する。

附 則（平成11年6月1日世経理発第23号）

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の世田谷区公共工事の前払金取扱要綱の規定は、平成11年6月1日以後の入札に係る契約について適用する。

附 則（平成17年4月1日世経理発第905号）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の世田谷区公共工事の前払金取扱要綱の規定は、平成17年4月1日以後の入札に係る契約について適用する。

附 則（平成20年12月16日20世経理第521号）

- 1 この要綱は、平成20年12月16日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の世田谷区公共工事の前払金取扱要綱の規定は、平成20年12月16日以後の契約について適用する。

附 則（平成21年7月15日21世経理第274号）

- 1 この要綱は、平成21年7月15日から施行する。
- 2 改正後の世田谷区公共工事の前払金取扱要綱の規定は、平成21年7月15日以後

に締結する契約について適用する。

- 3 この要綱の施行の日以前に、前金払の対象となる公共工事である旨、前金払の率等を入札条件又は見積条件として入札参加者に明示した工事の請負契約であって、施行日以後に締結されることとなるものについては、第4条規定により前金払の対象となる公共工事である旨、前金払の率等を入札条件又は見積条件として明示したものとみなす。

附 則（令和2年3月26日31世経理第932号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の世田谷区公共工事の前払金取扱要綱の規定は、令和2年4月1日以後に締結する契約について適用する。